

令和4年10月 教育委員会臨時会 会議録

- 1 開催年月日 令和4年10月25日（火）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時45分
- 4 閉会時刻 11時57分
- 5 出席した教育長及び委員
花田 忠雄 教育長
下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
笠原 陽子 委員
佐藤 麻子 委員
常陸 佐矢佳 委員
- 6 出席職員
教育局長 田代 文彦
県立高校改革担当局長 杉山 正行
副局長 江藤 政克
教育参事監 宮村 進一
総務室長 市川 秀樹
行政部長 大場 勇人
インクルーシブ教育推進担当部長 田所 健司
指導部長 濱田 啓太郎
支援部長 古島 そのえ
企画調整担当課長 櫻山 周
管理担当課長 高橋 敦
県立高校改革担当課長 千葉 剛
行政課長 増田 慎
教職員企画課長 田村 暢
参事兼教職員人事課長 羽鹿 直樹
参事兼高校教育課長 増田 年克
高校教育企画室長 渡貫 由季子
特別支援教育課長 片山 葉子
- 7 提出議題 次葉のとおり
- 8 会議録作成者 書記 中村 怜

教育委員会 10 月臨時会 会議日程

日時 令和 4 年 10 月 25 日（火） 9 時 30 分から
場所 神奈川県庁東庁舎 9 階 教育委員会会議室
（オンライン会議システムを併用）

1 議事

日程第 1

- | | |
|------------|--------------------------------|
| 臨教第 31 号議案 | 県立高校改革実施計画（全体）の一部改定について |
| 臨教第 32 号議案 | 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について |
| 臨教第 33 号議案 | 県立高校改革実施計画（Ⅲ期）について |
| 臨教第 34 号議案 | 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則 |
| 臨教第 35 号議案 | 人事案件について |

日程第 2

- | | |
|--------|--|
| 報第 7 号 | 令和 4 年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について |
| 報第 8 号 | 令和 4 年第 3 回県議会定例会への提案に係る意見の申出について |

日程第 3

- | | |
|---------|--|
| 請願第 1 号 | 「横浜翠嵐高校定時制及び県立他 5 校定時制の募集停止を見直すことを求める請願」について |
|---------|--|

2 協議・報告事項

- | | |
|------|--|
| 報告 1 | 「県立高校改革に県民の意見を十分に反映するため余裕ある検討期間と議論の保障を求める申し入れ」及び「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）（案）に関する要望書」について |
|------|--|

教育委員会10月臨時会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会10月臨時会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですが、笠原委員を指名させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

笠原委員 (了解)

教育長 また、この度、教育委員の交代がございましたので、地教行法第13条第2項の規定によりまして、教育長職務代理者を指名させていただきます。第一教育長職務代理者に引き続き下城委員を、第二教育長職務代理者に吉田委員を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。

両委員 はい。

教育長 本日の議題ですが、日程第1として「県立高校改革実施計画（全体）の一部改定について」ほか4件の付議案件がございます。
また、日程第2として「令和4年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」ほか1件の報告案件がございます。
さらに、日程第3として「「横浜翠嵐高校定時制及び県立他5校定時制の募集停止を見直すことを求める請願」について」の請願がございます。
その他、協議・報告事項として「「県立高校改革に県民の意見を十分に反映するため余裕ある検討期間と議論の保障を求める申し入れ」及び「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）（案）に関する要望書」について」の報告がございます。
お諮りいたします。本日の日程のうち、日程第1の臨教第35号議案は、人事に関する案件、また、日程第2の報第8号は、知事に意見を申し出る案件であります。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとし、先に公開の案件に入りたいと思います。
また、日程第1の臨教第31号議案から臨教第33号議案までの各議案、日程第3の請

願第1号及び協議・報告事項の報告1については、いずれも県立高校改革に関連する案件等でありますので、それぞれ続けて案件等の説明及び報告を受けた後、議案の質疑及び請願の審議を一括して行うこととしたいと思います。ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでははじめに、進行の関係から日程第3の請願第1号に入ります。

請願第1号 「横浜翠嵐高校定時制及び県立他5校定時制の募集停止を見直すことを求める請願」について

陳述者 保永博行

説明者 千葉県立高校改革担当課長

臨教第31号議案 県立高校改革実施計画（全体）の一部改定について

臨教第32号議案 県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について

臨教第33号議案 県立高校改革実施計画（Ⅲ期）について

報告1 「県立高校改革に県民の意見を十分に反映するため余裕ある検討期間と議論の保障を求める申し入れ」及び「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）（案）に関する要望書」について

説明者 千葉県立高校改革担当課長

教育長 請願第1号につきまして、請願者から事情の陳述の希望がありました。陳述時間につきましては、会議規則第39条第1項で「教育長の許可する時間内において、請願に関して事情を述べることができる」と定められております。つきましては、陳述時間を5分以内で認めるとともに、説明資料の配付の希望がある場合は、これを認めたいと思いますが、ご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、陳述者の方を席にご案内してください。

それでは、事情の陳述の前に確認をさせていただきます。請願第1号を提出し、陳述をご希望されている「かながわ定時制・通信制・高校教育を考える懇談会」の保永博行さんでよろしいですか。

陳述者 はい。

教育長 それではこれから、事情の陳述をお聞きいたしますので、5分以内で、恐縮ですがお願いいたします。タイマーがそちらにございます。こちらに残り時間が表示されますので、確認をしながら進めてください。時間を超過した段階でこちらからまたお声掛けさせていただきますので、その際には陳述をお止めくださるようお願いいたします。

それでは、請願第1号「「横浜翠嵐高校定時制及び県立他5校定時制の募集停止を見直すことを求める請願」について」、どうぞお話しください。

陳述者 保永博行と申します。私は、今は退職しておりますが、14年間、最初は希望ヶ丘高校定時制で9年間、常勤として勤務しました。また、横須賀高校定時制で常勤で1年、非常勤で4年間勤務しました。こうした経験を踏まえて、今日の陳述をしたいと思えます。

私としては、説明資料をお配りしていますが、「説明」の方から入ります。特に定時制の募集停止については、高校改革実施計画、2016年に確認されましたが、そこでは「定時制の配置の考え方」として、「定時制の配置については、全日制の今後の再編・統合の状況と全日制進学率の動向を踏まえ、適正な規模と配置に取り組みます」という記述があります。それにつきましては、その後、今年の8月のパブリック・コメント、その際に、改定案として発表されました。実施計画（全体）の一部改定案、そちらの方にも、新たな記述が一切されていないということで、パブリック・コメントにも付していないということでありました。それから、今回の募集停止の基準とか、規模とか、校数とか、それらについて、事前に情報がないということですね。今までよくあったのは、募集停止の基準というものがあたりし時期もあったのですが。そういったことから、今回の募集停止につきましては、関係者にとってみて、卒業生とか、保護者とか、該当校の生徒とか、職員とかですね。それらについて、寝耳に水というか、びっくりしている、そういう状態であります。だから、そういうことも踏まえて、即時撤回してほしいということがあります。

特に横浜翠嵐高校、こちらは1964年に開校されて、2,500人ぐらいの卒業生を抱えて、非常に便のいいところにある。横浜駅に一番近い。近い駅が横浜駅であるということですね。それから、特に近年、横浜翠嵐高校は、外国籍、外国につながるのある生徒、日本語が不自由であるとか日本滞在がまだ短いとか、そういう生徒の比率が非常に高くなっている、そういう学校でもあります。そこでは、そうした外国につながるのある生徒に対する教育に、非常に力を入れてやってきました。例を挙げると、全ての授業にかかるといふか、生徒に触れる教員が、日本語を教えると言いますか、彼らに、正しいといふかこれから生きていくための日本語を身に付けてもらおうと。そのために、体育の先生も、技術系の先生も、社会科も、もちろん国語もそうなのですが、メインですけれども、そうした全ての教員がそういうことに取り組むと。日本語教育に取り組む。自分の板書とか、黒板に字を書いたり、そういうこともちゃんと理解できるようにすると。これは非常に難しいのです。この高校生といふか、そういう相手に。

それにかなり時間がかかりますね。それから、日本の社会というのは、国際的に見てやはり変わっている社会ということで、日本語に、常識やルール、そういう学習・理解とか。

教育長 それでは時間になりましたので、まとめてください。

陳述者 はい。そういった日本に慣れるための窓口になると。そういう役割を、この定時制高校が果たしているということです。こうしたことのためには、「⑧」に書いたように、大学との連携とか、地域の各民族を支援している団体との連携、それによって通訳を派遣していただくと。そういった連携とか、そういう地道な努力、それを作らないとこうした教育ができないわけです。それにはかなり積み重ねが大変です。ですから、こうしたことで、是非この6校、横浜翠嵐高校をはじめ、こうした募集停止、2026年度に募集停止ということとはとんでもないというか、いかにも唐突であるということですね。以上です。

教育長 ありがとうございます。追加で配られた資料もありますが、ただいま陳述者の方から陳述された事情につきまして、委員の皆さんから何か確認しておきたい事項はございますか。よろしいですか。吉田委員。

吉田委員 保永さんが大変努力なさってきたのだらうなということは、何となくやはり想像できます。もう一つだけ。今まで忘れ得ぬ生徒というのは、どなたかいらっしゃいますか。こういうことをやって頑張ってこんな成果を上げたのだというような、あるいは、失敗したことでも構わない。忘れ得ぬ生徒はいらっしゃいますか。

陳述者 やはり私の最後に接した生徒で、エジプトの生徒。エジプト生まれなのですよね。日本育ちなのですが。やはり、アラビア語はできないのです。日本語しかできないのですね。そういう生徒はかなり多いのです。でも、そういう生徒がだんだんエジプト社会にも慣れてきたという、そういうこともあるのです。何とか一人前に。コンビニでアルバイトとかもなかなかできなかったのです。大変だったのですが、それができるようになり、やはり生徒が成長するのだなという実感を得られました。

吉田委員 ありがとうございます。

教育長 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 長年、外国につながりのある子どもたちの教育にご尽力いただきましてありがとうございます。今お話しいただいたのは、横浜翠嵐高校のことが中心だったと思うのですが、請願項目としては、6校全部の募集停止をやめて、継続ということではよろしいのでしょうか。

陳述者　　まず、こちらとしては、それぞれの理由が分からないのです。なぜなのかということですね。だから、合理性があるようにとかそういうことが考えられないのですね。まず、なぜ募集停止にするのかということですね。特に横浜翠嵐高校については、私が希望ヶ丘高校にいたものですから、外国籍の生徒を、希望ヶ丘高校同様、たくさん受け入れているということを当時から知っていましたので、非常にそういう生徒にとっては困るなという思いがありまして、こういう請願を出しているということです。

佐藤委員　　ありがとうございます。

教育長　　他にいかがでしょうか。

私から1点よろしいでしょうか。今回の請願の内容ですが、先ほどお話があったとおり、募集停止に関して、非常に唐突であるというご主張が1点ございました。もう一つが、横浜翠嵐高校を例に挙げて、横浜翠嵐高校は特に外国につながるのがある生徒が通っていて、そのノウハウも蓄積されているというお話がございました。今、佐藤委員からもご質問がありましたが、その他の向の岡工業高校から伊勢原高校までの学校についても同様のご主張なのか。私に分らなかったのが、横浜翠嵐高校の募集停止をやめてほしいというご要望なのか、それともここに記載のとおり、全部募集停止するのはやめてほしいということなのか、そこは明確に教えていただきたいのですが。

陳述者　　例えば、秦野総合高校、伊勢原高校、ここの定時制がなくなると、小田急沿線で定時制があるというのは、厚木清南高校ですね。それから小田原高校。その間はなくなってしまうのですね。これで本当に通えるのかと。伊勢原とかのそういう生徒。特に夜間、夜9時過ぎの時間に、きちんと家に今のような形で通えるのかということ。そういう通学条件というのは、やはり簡単に考えてはいけないと思うのですね。夜になると、もうバスが大体9時で終わってしまうと。あるいは、あっても深夜バスしかないとかですね。待ち時間が20分あるとか、そういうことが非常に多くなる。昼間と全然条件が変わります。そういうことも踏まえると、これらの残りの5校についても、神奈川県は、例えば高知県などと比べると学校の方が非常に少ないのですね。その代わり高知県は定員割れとかが多いと。

教育長　　申し訳ございません。時間の関係もございますので、回答は分かりました。ありがとうございます。

その他、ございますか。よろしいですか。それでは、陳述者の方、ご苦勞様でございました。陳述席からお戻りいただきたいと思います。

陳述者　　ありがとうございました。

教育長　　ただいま陳述がありました。事務局の方から補足の説明はありますか。

県立高校改革担当課長　　まず、夜間定時制の募集停止を行う背景についてですが、県立高校改革実

施計画の計画策定時である、平成27年度時点での県立高校の夜間定時制の定員充足率は62%でした。令和3年度の夜間定時制の充足率は、23%という状況になっております。こうした状況を鑑みて、令和4年度の募集定員については、140人ほど減じておりますが、定員充足率は31%といった状況です。入学者の実数では、平成27年度は1,063人の入学者がおりましたが、令和4年度の入学者数は427人で、半分以下といった状況です。現在、多くの夜間定時制では、2学級、70人規模の定員枠を設けて募集を実施しているところですが、夜間定時制課程を置く県立高校のうち、入学者が10人に満たない学校は、令和3年度は5校、4年度も5校といった状況です。

こうした中、平成28年に作成した「県立高校改革実施計画（全体）」で、定時制の配置については、適正な規模と配置に取り組むということを計画していることを受けて、夜間定時制の適正配置については、高校教育を希望する様々な背景をもつ生徒のセーフティネットの役割として、夜間定時制を希望する生徒が、日中とは異なった通学環境の中で、しっかりと通える範囲に課程を維持していくとの考え方から、募集を継続する学校、停止する学校について、検討してまいりました。募集を継続する学校については、市が設置する夜間定時制課程を置く学校も含めて、進学を希望する生徒が概ね1時間以内で通える範囲にあり、かつ、駅から比較的近い場所にあるなど、県内において交通利便性が高いことなどを勘案し、検討を行っております。また、地域性を考えて、この地域の夜間定時制課程は維持する必要があると判断した学校もあります。募集を停止する学校については、通学面で代替可能な夜間定時制課程が近隣にあることや、これまでの定員の充足状況、通学圏を考慮した今後の入学希望者の見込み、こういったことを含めて検討を行っていったところです。こうした検討の中で、一定の定員規模を確保する必要性を踏まえて、現在18校ある夜間定時制課程について、6校を減じて12校とすることとしたもので、以上、述べた要素を総合的に勘案して、6校を選定したものです。

また、夜間定時制課程の生徒の受け止めについては、進学希望者については、市立分を含めて、令和3年度、4年度で概ね600人前後といった状況です。今後については、公立中学校卒業予定者については、引き続き減少傾向というのが見込まれているところです。そうした中で、令和4年度の市立を含めた募集定員枠は1,900人程度ありまして、6校の募集を停止した場合、定員枠として460人程度を減じることになりますが、全体の募集定員枠は1,400人程度確保されるため、夜間定時制課程の進学希望者は、十分に受け止めが可能と判断しているところです。

また、募集停止する各校でこれまで取り組んできたことについては、募集を継続する学校にも引き継いでまいります。また、中学校への情報発信や、外国につながるのある生徒を支援する団体などについても、Ⅲ期計画の内容については、周知をしていくこととしております。以上です。

教育長 事務局から補足説明がありました。よろしいでしょうか。

笠原委員 確認なのですが、今のご説明の中で、定時制の役割としてのセーフティネットというお話があったのですが、実際に今日のお話の中でも、外国につながるのある生徒の

ことがあったのですが、内訳として、外国につながるのあるお子さんたちは、どの程度の入学者でしょうか。

県立高校改革担当課長 定時制全体の中で、大体8%から9%ぐらいの率だというふうに、我々としては把握しております。

笠原委員 それは、全体を平均しての数で、学校によって違いがある。

県立高校改革担当課長 もちろん学校によって違いますが、私の手持ちの資料ですと、令和3年度の文部科学省の調査で、令和2年度時点での外国につながるのある生徒の状況ですが、これは昼間定時制も含めてだと思いますが、3,707人定時制の在籍者数がありまして、そのうち日本語指導が必要な方は331名ということで、8.9%といった率になっています。先ほどの外国につながるのある生徒の状況ですが、やはり全県それぞれにそういった生徒はいます。ただ、濃淡は当然あるわけですし、先ほど陳述があった横浜翠嵐高校についても、6割方、そういった生徒が来られているという話などは伺っているところです。

教育長 他によろしいでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 先ほど、請願者の陳述の中で、募集停止の基準が明らかになっていないではないかというお話があったのですが、その点について何かありますか。

県立高校改革担当課長 私どもが考えたのは、今回、夜間定時制については、全体計画の中で適正配置をするということ、計画の中で位置付けをしてきたところです。今回、募集停止については、先ほど、私の説明の中にありましてとおり、これだけ充足率が下がってきている、3割程度まで落ちている中で、やはり全県をくまなく見据えた上で、夜間定時制に通いたい生徒が概ね1時間以内、これは全日制に通っている方も、大体30分から60分ぐらいが一番通学時間をかけている生徒も多いという中で、できれば1時間以内、概ね1時間以内というところで通えるところ、そういったところを考えて、まっさらの状態から、全県でこの地域ではこの学校、この地域ではこの学校、主要幹線に位置している学校、また駅から近くにある学校、こういったところで、再配置として考えたところです。ですので、何か募集停止した学校について、例えば入学者が余りに少ないからとか、入学者の数だけで決めたのではなくて、例えば隣にすぐ同じ路線で通えるところに、より駅に近いとか、例えば夜間定時制の専用スペースを持っている、新棟が建っているような学校があるかどうか、こういったところなどを勘案しながら、適正配置、どこの地域に学校を残すことで、夜間定時制に通いたい方がしっかりと通える、また、利便性も駅から近いということで高まるのではないかと、そういったことを勘案して決めたので、今回6校を募集停止する案を提出しましたが、そこで何か基準に引っかかったからその6校を停止するというのではなくて、県全体を見据えた中での再配置という考え方の中で決めていったということです。

笠原委員 続けて、今のお話ですと、今回のこの県立高校改革に関しても、生徒数の減少の状況が当初の見込みとは違ったということで見直しをして、新たに現状を踏まえた形で行うという説明がありましたが、確認ですが、今回は定時制の募集の停止ということで、要は、今後例えば状況に何らかの変化があった場合には、募集の再開もあり得るといような理解でよろしいでしょうか。

県立高校改革担当課長 今ご指摘がありましたとおり、平成28年に全体計画の中で、夜間定時制については適正配置をするという事は決めてはいたわけですが、Ⅰ期計画では、そういったことを行わなかった。Ⅱ期計画でもそういったタイミングはあったのですが、やはり状況を見なければいけない。そして、ここに来て、新型コロナの影響といったところがあったところ。そういう面で、例えば早くに定員について少し減らすということもできたわけですが、やはり新型コロナの状況をしっかり見定めなければいけないということで、ただタイミングとしては、Ⅲ期計画、最後の計画になりますので、今回そういったことで、夜間定時制の適正配置についてお示しをしたところで。今後についても、やはり世の中、すぐ先の未来が見通せないような状況がありますので、様々な社会的な変動というのが予測される場所です。そういった中で、しっかりと、セーフティネットですから、あふれてしまうことがないようにという中で、仮にもしそういった状況が生じてしまえば、計画の中にも書きこまれておりますが、募集再開することもあり得るといような形の中で、今回ご提案させていただいているものです。

下城委員 一つ確認させてください。Ⅲ期計画の中で、少子化だからということで減っていく。ただ、今おっしゃったように、新型コロナもあつたりして、神奈川県は逆に近年、中学卒業者が増えているという状況があつて、Ⅲ期計画自体は、なるべく後ろに後ろにという形で進めてきている。だけど、今話題になっている定時制に関しては、先ほど最初におっしゃったように、急激に減少しているのですよね。少し時代が変化しているというか、昔みたいな、まず仕事をしながらという子が通う学校というのではなくて、不登校とかいろいろ課題を抱えている生徒が通うようになった。もう一つは、外国につながりのある生徒。今、時代的にそれこそ新型コロナもあつて、通信制高校の需要がすごく出てきたということがあつて、Ⅱ期計画までで予想していたよりも急激に減ってきているという中で、Ⅲ期になってこれを出さざるを得なくなってきたという理解でよろしいでしょうか。

県立高校改革担当課長 こうした状況についても、やはり夜間定時制で組織する校長先生方の部会というのがありまして、その中でも、我々意見交換をしながら進めてきたところですが、やはり今の教育環境について、先ほどご説明したとおり、1桁しか生徒が入ってきていない状況、こういった状況は、やはり生徒にとっても、学校教育の中で、いわゆる他者との関係性を培いながら社会に出ていくということをする中で、やはりどうなのかと。あと、先生自体についても、個別指導のような形になってしまうことで、

教員の指導力についてもどうなのだろうか。そういったところで、現状についてはやはり課題があるというようにお話を聞いている中で、私どもはやはりある程度集まっていた方がいい。その規模については、先生方からは、大体1学級35人が定員ではあるのですが、15人から20人程度の規模で教育を行っていくことが望ましい規模ではないのか、そういったようなご意見などはいただいているところです。

笠原委員　先ほど教育長が陳述者に確認されていた「唐突」というところが、今の県立高校改革担当課長の説明で、下城委員のお話も含めて、急激に充足率が減ってきたというようなことと、社会の状況の変化という中で、今回あえてこの唐突感ということが出てしまったという一つの解釈はできるということなのか。それとも、この「唐突」と受け止められてしまったのは、何かあるとお考えですか。

県立高校改革担当課長　私どもとしては、先ほどご説明したとおり、平成28年に、この12年間の計画を立てているときに、当然生徒数が減っていくわけで、それは全日制についても減っていくわけですので、再編・統合を実施しなければいけない。夜間定時制についても、ではそのまま維持できるのかといっても、当然生徒数が減っていくわけですから減っていかなければいけない。そういった面で、しっかりと平成28年当時に夜間定時制についても、全日制の動向を見ながら、やはり適正配置はしていかなければいけないだろうと。その時点でも6割ぐらいということでしたが。ただ、先ほど下城委員のお話がありましたが、やはり生徒のいろいろな考え方が変わってきておまして、生徒数の減ではなくて、率としても、今定時制、昼間定時制も含めてなのですが、1.9%まで、10年前は3.7%ぐらいあったと思うのですが、率でもこういうふうに夜間定時制に行く方が減っているという状況があります。そういった中で、やはり計画の中でしっかりと私どもはお知らせをしてきていますし、現実を見ても、各入試のいろんな状況説明の中でも、定員充足率が低いということは、県民の皆様にもご理解いただいていますし、県議会の方でも、やはり1校70名で募集しているけれど全然生徒が集まっていなくて、それでいいのかというようなことも文教常任委員会の中でもご指摘を受けたということがありまして、その中では、Ⅲ期計画に向けてしっかりとその辺を精査していきますというようなお答えなども県議会に対してもしているところです。ですので、我々としては唐突ということではなくて、しっかりとそういう夜間定時制の生徒の状況というの、対外的にも明らかになっている状況の中で、また計画の中でも位置付けている中で、進めさせていただいているという認識です。

教育長　吉田委員。

吉田委員　保永さんの陳述の資料も、「⑥」「⑦」辺りがメインになるかと思うのですが、横浜翠嵐高校では、いろいろな努力を積み重ねてきて、そんなに簡単に受け継がれるものではないのだよということの心配があるかと思うのですが、その辺のところはどう担保なさっているのですか。

県立高校改革担当課長　　まず、外国につながるのある生徒は、県立高校、横浜翠嵐高校だけではなく、やはりどこでもそういった状況はありますし、全日制のところでも在県外国籍の方の枠を設けたりして、やはり県全体としてしっかりそういった生徒を受け止めなければいけないと考えています。当然、横浜翠嵐高校で培われたそういったノウハウについては、我々はリスペクトしなければいけないですし、そういった実績については高く評価をしているところです。では、それが例えば神奈川工業高校ではできないのかという話ではなくて、そうしたソフト的なものであれば、募集停止を予定している令和8年度までの間、しっかりと計画し引き継いでいくこと、また、人員体制についても、横浜翠嵐高校で培われた、例えば先生について、場合によっては、神奈川工業高校の方に異動するということもあるかと思えます。そういった中で、しっかりとそういった体制というのは整えていくことができると考えております。

教育長　　常陸委員。

常陸委員　　先ほどお話の中で、唐突ではなかったというお話もあったのですが、そういった受け止め方をされているところがありますと。募集停止というのはやはり非常に大きなことになりますので、そのような受け止められ方をしないような情報発信の在り方ですとか、情報共有の在り方で、何か改善の余地というのはお考えになっているでしょうか。

県立高校改革担当課長　　それぞれの受け止め方がありますので、我々の情報発信がもしかしたら不足していたかもしれませんし、パブリック・コメントについては、今回議案にもかけられている全体計画の素案、その中にも、平成28年と変わらずに、夜間定時制についてはやはり適正配置を実施していきますという文言が入っていますので、それについては、やはりパブリック・コメントの中でもそういった予定があるということについてはお知らせできていたのかなど。ただ、先ほどご説明したとおり、全日制の再編・統合のような細かい基準というのでしょうか、そういったところを書き込んでいるわけではなかったもので、そういったところでは一つ、何かできたのかなという思いがあります。

教育長　　よろしいですか。

先ほど少し神奈川工業高校の話が出ましたけれども、まだⅢ期計画のご説明はしていないのですが、6校募集停止だけではなくて対応している点、Ⅲ期計画に先走るようですが、神奈川工業高校とかそういう工夫点を説明してください。先ほど神奈川工業高校という名前がいきなり出てきたので、非常に唐突感があったので。Ⅲ期計画については、これから説明されるのですが、今回の請願に合わせて、6校募集停止する代わりに対応策に、Ⅲ期計画でもご説明いただきますが、少し触れてください。

県立高校改革担当課長　　先ほど、6校の募集停止については令和8年度から実施するということがしたが、いわゆる横浜地域での横浜翠嵐高校、普通科の生徒を集めている学校なので

すが、それについては神奈川工業高校、東白楽駅から3分のところにある学校なのですが、今は工業科の夜間定時制しかないのですけれども、そこに横浜翠嵐高校の募集停止をする同じ年度から、普通科の募集を開始する予定にしているところです。また、神奈川総合産業高校については学科改編で、今総合学科があるのですが、同じく令和8年度から普通科に改編していく予定があります。

教育長

後ほどⅢ期計画の中でも説明があると思いますが、募集停止に加えて、そういった受入れということも視野に入れた工夫もしております。先ほど、いきなり神奈川工業高校という言葉が出てきたので、本議案を説明する前でしたので、補足という意味で触れさせていただきました。

他にいかがでしょうか。それでは、確認についてはここまでとさせていただきたいと思います。それでは、請願の扱いについても後ほどということで、次に、日程第1の臨教第31号議案から臨教第33号議案までの各議案の説明に移ります。

県立高校改革担当課長

それでは三つの議案について、まとめてご説明させていただきます。

まず、ファイル01「臨教第31号議案」をお開きください。提案理由にあるように、県立高校改革実施計画（全体）の一部改定について決定いたしたく提案するものです。次のページをご覧ください。全体計画の一部改定案です。

具体的な内容については、56/62ページからの「臨教第31号議案関係」でご説明させていただきます。「1 県立高校改革実施計画（全体）一部改定の経緯」の「(1) 「県立高校改革実施計画（全体）」について」です。平成28年1月に策定した「県立高校改革実施計画（全体）」は、中長期を展望し、平成28年度から令和9年度までの12年間の県立高校改革にかかわる教育内容・方法、学校経営、県立高校の再編・統合等について示しています。「(2) 全体計画の一部改定について」です。全体計画は、計画策定後の様々な状況変化に対応するため、Ⅲ期計画策定時に、社会状況の変化やⅠ期、Ⅱ期計画の進捗状況の検証結果を基に必要な見直しを行うこととしています。

「2 全体計画一部改定（素案）に対する県民意見募集の実施結果」の「(1) 実施方法」については、資料記載のとおり県民意見募集を行っております。57/62ページをご覧ください。「(2) 実施結果」の「ア 意見提出者数」については、57人です。

「イ 意見の内訳」については、全体で96件あり、その意見の内訳は表中に記載のとおりです。いただいたご意見については、「⑧」重点目標7の県立高校の再編・統合に関するものが59件と最も多くなっています。「ウ 意見の反映状況」については、表中に記載のとおりです。58/62ページをご覧ください。「エ 主な意見」ですが、

「A 計画（案）に反映したもの」としては、課程・学科等の改善について、舞台芸術科に関して記載の追加があったが、具体的なイメージが湧かない。子どものニーズにどのように対応しているのかわかりやすく記載してほしい。また、Ⅲ期計画では10校以上の再編・統合が計画されているが、再編・統合については先を見据えて慎重に判断してほしい。「B 既に計画（素案）に盛り込まれているもの」としては、弾力的な学級編制と少人数指導などの授業展開が可能となる、クリエイティブスクールの小規模化を進めてほしい。また、「E 計画（案）に反映できないもの」としては、県

立高校における国際バカロレアの制度を撤廃すべき、などの意見をいただいています。こうしたご意見を踏まえ、全体計画一部改定案を作成しました。

59/62ページをご覧ください。「3 全体計画一部改定(案)の概要」についてです。「(1) 全体計画一部改定(案)の構成及び主な修正箇所」です。全体計画一部改定(案)は、「県立高校改革基本計画」に示した「改革の3つの柱」と7つの「重点目標」から構成しています。ここでは、全体計画の修正をした箇所について、主なものをご説明します。まず、「改革の柱1 質の高い教育の充実」の「重点目標1 すべての生徒に自立する力・社会を生き抜く力を育成します」については、「ICT活用授業研究推進校の指定」「生徒海外留学支援の実施」「県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進」などについて、資料に記載のとおり修正しました。「重点目標2 生徒の個性や優れた能力を伸ばす教育に取り組みます」については、「STEAM教育研究推進校の指定」「国際バカロレア認定推進校の指定・取組みの普及」などについて、修正しました。60/62ページをご覧ください。「重点目標3 共生社会づくりに向けたインクルーシブ教育を推進します」については、「様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実」「通級指導導入校の指定」について、修正しております。

次に、「改革の柱2 学校経営力の向上」の「重点目標4 学校の教育目標の着実な達成をめざす学校運営に取り組みます」については、「スクール・ポリシーに基づく教育活動の推進」「学校経営・学校運営に資する外部人材の活用」などについて、修正しました。「重点目標5 地域の新たなコミュニティの核となる学校づくりを進めます」については、神奈川の様々な資源をいかしながら、地域に開かれた学校づくりにさらに取り組むなど、「神奈川らしいコミュニティ・スクールの導入・推進」について、修正しております。61/62ページをご覧ください。「重点目標6 生徒が安全・安心で快適に学べる教育環境の提供に取り組みます」については、「耐震化・老朽化対策の更なる推進」などについて修正しております。

次に、「改革の柱3 再編・統合等の取組み」の「重点目標7 少子化社会における適正な規模等に基づく県立高校の再編・統合に取り組みます」については、「学校規模の適正化の推進」や「課程・学科等の改善」について、修正しました。また、「県立高校の適正配置」について、Ⅲ期計画の再編・統合にあたっては、公立中学校卒業予定者の動向等を見定め、段階的に実施する記載を追加するなど、修正をしています。併せて、「資料編」については、参考図表の数値を最新のものに更新するとともに、資料を追加するなど、修正をしています。

62/62ページをご覧ください。「(2) 県民意見募集結果を反映した修正」についてです。まず、舞台芸術科に関して子どものニーズにどのように対応しているのかわかりやすく記載してほしいといったご意見を踏まえ、「重点目標7 イ 課程・学科等の改善 全日制の改善 その他の専門教育に関する学科 舞台芸術科」の記載を、舞台芸術に関わる進路だけでなく様々な進路に対応する記載に修正しました。また、再編・統合については先を見据えて慎重に判断してほしいといったご意見を踏まえ、「重点目標7 ウ 県立高校の適正配置 再編・統合による配置の考え方」の項目に、Ⅲ期計画の再編・統合にあたっては、公立中学校卒業予定者の動向等を見定め、段階的に実

施する記載を追加しました。

「4 今後の予定」ですが、本日、ご決定いただけましたら、早急に公表し、周知に努めてまいりたいと考えております。「県立高校改革実施計画（全体）の一部改定について」の説明は以上です。

次に、ファイル02「臨教第32号議案」をお開きください。提案理由にあるように、県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について決定いたしたく提案するものです。次のページをご覧ください。Ⅱ期計画の一部改定案です。

具体的な内容については、5/8ページからの「臨教第32号議案関係」でご説明させていただきます。「1「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」について」です。全体計画の計画期間を12年間とし、このうち令和2年度から5年度までの4年間に取り組む施策内容や再編・統合の対象校を明示し、平成30年10月にⅡ期計画を策定しております。

「2「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）」の一部改定（案）について」です。全体計画の一部改定に伴い、Ⅲ期計画の開始を待つことなく、現在進めているⅡ期計画の計画期間から取り組む施策を現行の計画に反映するため、一部改定をします。まず、「改革の柱1 質の高い教育の充実」の「重点目標1」の取組みでは、「生徒学力調査の実施」「県立高校生学習活動コンソーシアム等の形成・推進」について、資料記載の「Ⅱ期の工程表」のとおり、令和4年度からの取組みに変更を行いました。6/8ページをご覧ください。「重点目標3」の取組みでは、「様々な課題を抱える生徒に対する支援体制の充実」について、「Ⅱ期の工程表」に記載のとおり、令和4年度からの取組みに変更を行いました。

7/8ページをご覧ください。「改革の柱2 学校経営力の向上」の「重点目標4」の取組みでは、「学校経営・学校運営に資する外部人材の活用」について記載の変更を行っております。「重点目標6」の取組みでは、「耐震化・老朽化対策の更なる推進」について、記載の変更を行いました。

8/8ページをご覧ください。「3 今後の予定」ですが、本日、ご決定いただけましたら、早急に公表し、周知に努めてまいりたいと考えております。「県立高校改革実施計画（Ⅱ期）の一部改定について」の説明は以上です。

次に、ファイル03「臨教第33号議案」をお開きください。提案理由にあるように、県立高校改革実施計画（Ⅲ期）について決定いたしたく提案するものです。次のページをご覧ください。Ⅲ期計画の案です。

具体的な内容については、54/57ページからの「臨教第33号議案関係」でご説明させていただきます。「1「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）」について」です。Ⅱ期計画に引き続く4年間の令和6年度から9年度に、具体的に取り組む施策内容や再編・統合の対象校等を明示したⅢ期計画を策定するものです。

「2 Ⅲ期計画（案）の概要」についてです。まず、「改革の柱1 質の高い教育の充実」の「重点目標1」については、主な取組みとして「教育課程の改善」や「授業力向上の推進」などに取り組めます。「重点目標2」については、主な取組みとして「科学技術・理数教育の推進」や「グローバル化に対応した先進的な教育の推進」などに取り組めます。55/57ページをご覧ください。「重点目標3」については、「教育相談体制の充実」などに取り組めます。また、「インクルーシブ教育の推進」の取

組みでは、インクルーシブ教育実践推進校として、現在、取組みを進めている14校に加え、白山高校、菅高校、保土ヶ谷高校、横浜南陵高校の4校を新たに指定し、令和6年度から取組みを開始します。なお、全体計画で20校程度を指定することとなり、今後の指定については、インクルーシブ教育実践推進校への志願者の動向等を踏まえて検討します。さらに、通級指導については、地域バランスを考慮し、令和6年度から高浜高校で新たに開始します。現在行っている保土ヶ谷高校での通級指導は、令和7年度までの実施とします。

次に、「改革の柱2 学校経営力の向上」の「重点目標4」については、主な取組みとして「自律的・組織的な学校経営の充実」などに取り組みます。「重点目標5」については、「地域協働による学校運営の推進」に取り組みます。「重点目標6」については、主な取組みとして「県立高校の教育環境整備」などに取り組みます。

56/57ページをご覧ください。「改革の柱3 再編・統合等の取組み」の「重点目標7」については、「課程・学科等の改善」や「県立高校の適正配置」などに取り組みます。なお、Ⅲ期計画における全日制の再編・統合については、公立中学校卒業予定者が長期的には減少傾向にあるものの、その減少幅が小さくなっているという動向等を見定め、段階的に実施します。具体的には、新校設置を計画期間内の令和9年度までに完了させるもの（期内）と、計画期間外に新校を設置するもの（期外）とに分け、段階的に実施していきます。今回は、計画期間内に新校設置が完了する5組10校の再編・統合を実施します。

具体的な再編・統合対象校についてご説明します。まず、横浜北東・川崎地域における再編・統合です。横浜北東・川崎地域では、1組の再編・統合を実施します。対象校は田奈高校と麻生総合高校です。田奈高校の敷地・施設を活用し、統合後は、単位制全日制課程の総合学科のクリエイティブスクールとなります。新校開校は、令和8年度を目指しています。再編・統合後は、これまで両校の教育活動を踏まえた地域における新しい高校として、総合学科のクリエイティブスクールに改編し、きめ細かな生徒支援と将来の就職等に向けた職業指導など、幅広い学びの実現を図ります。

次に、横浜南西地域における再編・統合です。横浜南西地域では、2組の再編・統合を実施します。1組目が旭高校と横浜旭陵高校で、旭高校の敷地・施設を活用します。統合後は、学年制全日制課程の普通科高校となります。新校開校は令和9年度を目指します。再編・統合後は、これまでの両校の教育活動を踏まえた地域における新たな高校として、幅広い地域資源を活用した様々な連携事業の実施が可能となり、これまで以上に密接な地域連携活動を展開します。2組目の対象校は横浜桜陽高校と永谷高校で、横浜桜陽高校の敷地・施設を活用します。統合後は、単位制全日制課程の普通科高校となります。新校開校は令和9年度を目指します。再編・統合後は、これまでの両校の教育活動を踏まえた地域における新たな高校として、基礎からしっかり学ぶことで進学や就職に向けた確かな学力を育成し、生徒一人ひとりの将来について自覚を深めていける教育課程を編成します。

次に、横須賀三浦・湘南地域における再編・統合です。この地域では、1組の再編・統合を実施します。対象校は藤沢清流高校と深沢高校で、藤沢清流高校の敷地・施設を活用します。統合後は、単位制全日制課程の普通科高校となります。新校開校

は令和9年度を目指します。再編・統合後は、これまでの両校の教育活動を踏まえた地域における新たな高校として、単位制普通科高校の柔軟な教育システムによる多彩な学びを実践し、確かな学力の育成を図り、生徒一人ひとりの希望に応じた進路実現を目指します。

最後に、県西地域における再編・統合です。この地域では、1組の再編・統合を実施します。対象校は小田原城北工業高校と大井高校で、小田原城北工業高校の敷地・施設を活用します。統合後は、学年制全日制課程で、普通科のクリエイティブスクールと工業科の併置校となります。新校開校は令和8年度を目指します。再編・統合後は、これまでの両校の教育活動を踏まえ、普通科と工業科を併置することによって多様な科目の配置が可能となり、進学や就職に向けた学力の向上、技能を身に付けることや資格取得を目指すことなど、幅広い学びの実現を図ります。

57/57ページをご覧ください。学科の改編についてです。まず、全日制課程の学科改編です。対象校は二俣川看護福祉高校で、看護科を普通科に改編し、普通科と福祉科を併置することとします。新学科設置は令和7年度を目指します。二俣川看護福祉高校では、これまで看護・医療・福祉分野の人材育成に取り組み、看護科では「看護の心」を育むことや、校内・校外での実習を含む看護教育を実施してきました。今後は、さらに上級学校での高度な専門教育に対応するため、基礎学力の向上を目指すため、共通教科や科目を充実させ、看護科を普通科に改編します。

次に、定時制課程の学科改編です。定時制課程では、2校の学科改編を実施します。1校目の対象校は神奈川工業高校で、学年制の工業科を、生徒一人ひとりの興味や適性に応じた多様な学習ニーズに対応することができる、単位制の工業科に改編します。また、新たに単位制の普通科を設置し、周辺地域の生徒の通学利便性を高めます。新学科設置は令和8年度を目指します。2校目の対象校は、神奈川総合産業高校で、単位制の総合学科を、生徒の状況に対応した一層きめ細かな指導を展開することができる単位制普通科に改編します。新学科設置は令和8年度を目指します。

次に、夜間定時制課程の募集停止についてです。夜間定時制については、進学希望者の状況をもとに6校の定時制課程で募集停止を実施します。募集停止の対象校は、横浜翠嵐高校、向の岡工業高校、磯子工業高校、茅ヶ崎高校、秦野総合高校、伊勢原高校です。令和8年度以降の入学生の募集を停止します。なお、他の定時制課程の志願状況に応じて募集を再開する場合があります。

「3 今後の予定」についてです。本日、ご決定いただけましたら、早急に公表し、周知に努めてまいりたいと考えております。その後、令和6年度から、Ⅲ期計画に基づく取組みを開始します。

また、資料に記載はありませんが、9月29日のⅢ期計画（案）公表後の状況について補足説明をさせていただきます。まず、県議会の状況ですが、9月29日の県議会文教常任委員会で報告後、各会派からは「社会状況の変化や、今後の中学校卒業予定者の動向をしっかりと見定めながら策定されていることが確認できた。地域、卒業生など多くの方々に理解をいただけるよう周知し、しっかりと寄り添い新校の準備を進めていただきたい。多くの声を集め、十分な議論をし、取組みを進めてほしい」といった意見、「夜間定時制のきめ細かな支援や、コミュニティ・スクールなどの取組みの

後押しを求める」こうしたものがありました。また、「Ⅲ期計画（案）の発表と常任委員会開催日が同日であるため、余裕があるようお願いしたい」といった意見がありました。次に、各対象校における状況ですが、各校長については新校設置について前向きな受け止めをしており、また、教職員、生徒、保護者、同窓会、地域の方などの一部からは、残念であるという声などをいただいているところです。説明は以上です。

教育長 それでは次に、協議・報告事項の報告1です。

県立高校改革担当課長 ファイル09「報告1」をお開きください。まず、「県立高校改革に県民の意見を十分に反映するため余裕ある検討期間と議論の保障を求める申し入れ」についてです。1/5ページをご覧ください。日本共産党神奈川県議会議員団から教育長宛の申し入れがありました。表題は「県立高校改革に県民の意見を十分に反映するため余裕ある検討期間と議論の保障を求める申し入れ」で、提出者は「日本共産党神奈川県議会議員団」です。申し入れの内容ですが、下の方に項目がありまして、「1 県立高校改革第Ⅲ期実施計画（案）については、教育委員会の正式決定の前に、具体的提案についての県民意見の聴取及び十分な議会での議論を保障すること。」「2 今後、具体的な計画案の発表は、県民と議会が十分に議論できるようにすること。また、議会に対しては、日程的余裕を持たせるために常任委員会開催前に具体的な計画案を示すなど、十分な検討を可能とする期間を保障すること。」というものです。

なお、県立高校改革実施計画については、取組みの方向性を示す全体計画があつて、その下に具体的な校名等を示した期別の計画があるという作りとなっています。今回、全体計画の一部改定に当たってパブリック・コメントを実施し、様々なご意見をいただいた上で、Ⅲ期計画についても検討しております。計画案の公表方法については、県立高校改革は中学生やその保護者の皆様など多くの県民に関心のある重要な案件であることから、まずは県民の代表者である議会にお示しするとともに、県民の皆様には、県ホームページによりお知らせしてきました。これについては、今回のⅢ期が初めてということではなく、Ⅰ期計画、Ⅱ期計画の際も同様の方法で公表をしてきたところです。

2/5ページをご覧ください。次に「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）（案）に関する要望書」についてです。「横浜翠嵐高校定時制の存続を求める会（仮称）準備委員会」から教育長宛の要望がありましたので、ご報告します。表題は「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）（案）に関する要望書」で、提出者は「横浜翠嵐高校定時制の存続を求める会（仮称）準備委員会」です。要望の趣旨ですが、横浜翠嵐高校定時制について、なぜ募集停止になるのか納得できる理由が見当たらないというものです。3/5ページをご覧ください。要望の内容ですが、「県立高校改革実施計画（Ⅲ期）（案）」を承認・決定することなく、パブリック・コメントを募集するなど、広く県民の声を聞いた上で、この案の見直しを検討することを要望するというものです。説明は以上です。

教育長 これまで、いくつかの議案、さらには要望等の報告をいただきましたが、議案の質

疑、請願の審議に入りたいと思います。一括してご意見、ご質問はございますか。笠原委員。

笠原委員

今、県立高校改革担当課長の説明の中にもありましたが、この再編・統合案というのが、これからの入学者である中学生の生徒、それから保護者の方にとっても大変関心が高いところだと思うのです。今までも、ホームページであるとか様々な形で周知を図ってきたという説明があったのですが、改めて今回、こうした変更等も含めて、当初に予定されていた改革の方向性と若干現状を踏まえた形での修正等が加わっているということで、やはり一層丁寧に対応していただく必要があるかと思えます。先ほどの請願にもあったその唐突感というのは、受け取る側の問題でもあるのですが、でもやはりそうした感情をもたれてしまうところには何らかの対応もあろうかと思うので、具体的に、これまでも当然説明されてきていると思いますが、今後の周知、広報等について、改めて確認のために教えていただけますか。

県立高校改革担当課長

まず県立高校改革については、当然今いる高校生もそうですし、中学生でこれから県立高校に入ろうとしている方に対して、しっかりと説明していかなければならないと思っております。そういったこともあって、中学校については、10月12日に、県内全ての国公立の中学校等を対象に説明会を開催させていただいて、各学校の校長先生方や市町村の教育委員会の担当者にお集まりいただいて、今回ご説明しているⅢ期計画案の具体的な内容について、再編・統合校や学科改編、またその他にも様々な質の高い教育を充実させていく取組みなどについてご説明させていただいているところです。また、再編・統合対象校が所在する市町村の教育長については、9月29日に公表しておりますが、その日に電話ですぐにお知らせし、また今後についても、改めて市町村教育委員会の方にも出向いてご説明させていただきたいと思っております。また、中学生を対象とした説明については、これまでもリーフレットを作成しております。県立高校改革についてお伝えするリーフレットなのですが、これについては国公立の全中学生、3年生だけではなくて1年生から3年生を含めた全生徒、約20万人おられるようですけれども、こうした生徒に配布するとともに、県ホームページに掲載するなど、中学生やその保護者の方々、中学校関係者の皆様にも、県立高校改革の内容についてしっかりと周知をしていきたいと考えております。

笠原委員

1点、今ご説明があった中で、10月12日に校長、市町村等の関係者を集めて説明会を行ったという中で、具体的に、例えば質疑応答の中でどのような質問があったのか教えていただきたいのですが。

県立高校改革担当課長

まずは、この県立高校改革について、やはり中学生に早くに知らせたいと校長先生からご意見いただいて、いつから公表できるのかというお話をされました。今、案としては公表していて、これも既に新聞等に載っていますので、案としてこういった学校が再編・統合になるということについては、今の段階からお伝えすることは可能だとお答えしています。それから、本日の教育委員会にかけて成案となったと

きにこれは完全に確定するわけですので、その内容について、しっかりと中学生やその保護者の方、進路担当の先生方にも、10月12日の説明会でお話した内容について伝わるように、校長先生方にお願ひしますといった内容で対応しているところです。先ほどお伝えしたリーフレットもしっかりと内容を伝えるものを作成しますので、計画が確定した後に、各学校にそれをお配りさせていただきたいというお話をしています。その他にあったのが、インクルーシブ教育について、実際に入ってくる生徒がいる中で、しっかりとその対応をやっていかなければいけないのではないかとというようなところなどで、いろいろとご意見をいただいたところです。

笠原委員

長くなって恐縮なのですが、関連で、今県立高校改革担当課長がおっしゃった、インクルーシブ教育についての部分のご意見が出たということで、パブリック・コメントの中にもインクルーシブ教育の成果、課題というのが十分検証されていないのではないかというようなコメントもあったと思うのですが、私自身が承知している限りでは、この間にずっと丁寧にフォーラムを開いてきたり、それから、実践校での取組みのフォーラムを開いて、具体的な取組みについて、県内の市町村、中学校の対象者の方々に説明を行ったりとかしていると思うのですが、そういったパブリック・コメントをいただいてしまうという部分も大変残念なのですが、実際のところどのような取組みをしてきたのかを含めて、今後に向けて、何か新しいことを考えているところがあれば教えていただきたいです。

県立高校改革担当課長

まず、私の方から計画的なところをお伝えさせていただきます。笠原委員がおっしゃられたとおり、パブリック・コメントの中でもやはり十分な検証がなされていないのではないか、これは全体計画についていただいたご意見なのですが、全体計画そのものについてはその意見を取り込むというような形はしていませんけれども、Ⅲ期計画の中で、これは令和6年度から9年度の計画で、最後の期間になります。しっかりと検証を行っていくというようなことを記載させていただいたところです。今後については、インクルーシブ教育実践推進校を運営していく中で、人的なもの、また施設的なハード面、それから、生徒に対する教育の質を確保するといった面で、しっかりと学校を支援する、どのように支援できるのか、そういったことについて検討してまいりたいと考えております。

インクルーシブ教育推進担当部長

私の方から少し補足させていただくと、これまでも中学校に対してご理解いただけるような会議を毎年開催しておりますが、その会議をさらに丁寧に行っていくということです。それから、昨年度計画して進めている、説明者派遣事業というものがあまして、これについては、具体的に中心となる指導主事がそれぞれの学校にお伺ひして、具体的な内容についてご説明したり、あるいは研修が必要であれば研修の講師になったりということがありますので、その辺りのことの充実です。さらにはホームページ等を活用したいいわゆる周知について、丁寧に県民の皆様、中学校の皆様にご理解いただけるよう、その辺りの充実を図ってまいりたいと考えております。

吉田委員 学校の統合に関して少し質問させてください。卒業生は母校がなくなるということに関して、何とも寂しい思いをする。あるいは卒業生、地域の方にとっては、学校が統合されるということで少し理解されにくい部分があるかと思うのですが、その辺のところに関して、どのように対応していかれるのか、どのような配慮をしてあげることかということをお聞かせください。

県立高校改革担当課長 確かに再編・統合、これまでⅠ期、Ⅱ期と重ねてきて、今回Ⅲ期目ということで、やはり再編・統合対象校となってしまう、その両校ということになるのですが、在校生、卒業生、地元の方々にとっては残念な思いがあるということについては、私どもとしても承知をし、受け止めているところです。こうしたことについては、再編・統合によって新しい学校づくりをしていくということで、再編・統合の理由や、再編・統合による新しい学校について、生徒に魅力のある学校となるよう作っていくということをしつかりとPRし、丁寧に説明していくことで、対応していきたいと考えているところです。

吉田委員 これまでもそういった対応をしてきたかと思うのですが、今までのリアクションとしてはどうですか。結構、納得してもらえていますか。

県立高校改革担当課長 今、Ⅲ期計画で公表した学校についても、学校側で、校長等から生徒や地元の方、学校運営協議会の方々に説明しているところですが、やはり残念だという思いはどこでも挙がってきてはいるのですけれども、子どもの数が減っている中で、それによってまた新しい学校を統合後に作っていくということについて、やはり期待するようなご意見などもいただいている、気持ちとしてはやはり残念だということなのですが、ある面、これからのこととして前向きに考えていただけるような意見なども出てきているところです。

吉田委員 追加して、具体的に校歌をどういった形で残してあげるのかとか、あるいはシンボルツリーとかオブジェとかいろいろなものを残してあげる形で、うまくそういったような形で継承していけないかなという思いをずっと持っているのですが、具体的にこれまで、あるいはこれからそういった計画はあるのでしょうか。

県立高校改革担当課長 まず校名については、再編・統合両校、必ず活用校だけではなくて両方の学校から、生徒、それから地元の方、教職員、学校に関わる方々から、しっかりと候補の意見について聞いているところです。それによって校名が決まるので、校歌もその両校の思いが詰まったその校名が多分中に入ったりだとか、両校の思いやそれぞれ培ってきた特徴などが込められた中で校歌づくりというのは進められるのかなと思っています。それから記念碑については、基本的に、非活用校の敷地とか施設を使わない学校の方から、記念碑、場合によっては植樹の関係ですとか、そういったものも移し替えたりとか、あとはそういった展示室なども設けて、そちらにこれまでの学校の

様々な功績などについては、展示するような部屋を設けているところです。

教育長 1時間半経過しましたが、休憩を入れなくてよろしいですか。
下城委員、少しだけ進行を交代していただけますか。

下城委員 では、質疑応答をこのまま続けさせていただきます。他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 今出た校名の関連でお伺いしたいのですが、再編・統合に関してももちろん校名の検討が必要なのですけれども、先ほどもご説明いただいた神奈川工業高校に普通科設置、あるいは神奈川総合産業高校を総合学科から普通科にということは、校名も変わる可能性があるのでしょうか。

県立高校改革担当課長 校名検討懇話会がありますので、その中でしっかりと議論して、今後どうしていくのかということを検討していくことになろうかと思えます。ただ、これまでも夜間定時制課程については、例えば工業高校に総合学科を置いている例などもあったので、今度の神奈川工業高校についても、夜間定時制の工業学科が残って、そこに普通科が入ってくる形ですので、どういった名前が相応しいのかといったところを検討していかなければいけないと思えます。神奈川総合産業高校については、総合産業学科というのが全日制の課程でありまして、総合産業学科と総合学科というのは違うものですが、そういったことでそもそも最初から少し校名等のねじれがあった状況で、それを今回夜間定時制で普通科に変わるということですので、それも今後どうした方がいいのか、一旦は校名検討懇話会の中で、変わらないということがあるのか検討していくことになるのかと思えます。

佐藤委員 校名決定の流れについてももう一度確認させていただきたいのですが、今お話に出た2校も含め、懇話会を設置して、その検討結果を教育委員会に出していただいて、我々で案を条例にさせていただいて、議会で議決するという流れでよいのでしょうか。

県立高校改革担当課長 まず、先ほどから出ている校名検討懇話会という、有識者5名の委員で構成する組織がありまして、その中で校名検討の基本的な考え方というのを整理しているところです。それに基づいて、再編・統合の場合だと、両校に訪問させていただいて、両方の関係者からしっかりと意見を聞いて、それぞれ案を出していただいて、いろいろな意見を聞いた中で、懇話会の中で絞り込み作業をします。前回の場合だと、例えば1組について3案程度ご提案させていただいて、その中で教育委員会の方で最終的に1案をお選びいただいて、これを県議会の方に提案するという流れになります。その提案時期についても、なるべく新校の校名が早くに決まった方がよいという意見をいただいておりますので、Ⅱ期計画からは、前回、6月の議会で提案し、夏休みのときには既に議決をいただければ校名が決まっているというようなスケジュールで進めてきているところです。

下城委員 よろしいでしょうか。常陸委員。

常陸委員 根本のところでは伺いたいのですが、今回なぜこの5組ということで再編・統合の取組みが進められているのか、ご説明いただいてもよろしいでしょうか。

県立高校改革担当課長 まず再編・統合については、公立中学校卒業予定者の動向を基に検討していくという流れになっております。公立中学校の卒業予定者が全体としては減少傾向にあるのですが、令和5年3月に一旦、小ピークを迎えます。そのときの卒業予定者数が約6万8,000人になります。計画の最終年度の、県立高校に入学する令和9年3月時点での公立中学校卒業予定者数については6万5,000人ということで、約3,000人減少する見込みがあります。この約3,000人のうち、私立の高校での受け止め分もあるので、この公立高校での受け止め分というのを換算して、これを学校規模で換算すると、概ね5校程度の定員の減少が見込まれるということで、今回は5校の再編・統合についてご提案させていただいているところです。

下城委員 よろしいでしょうか。

確認なのですが、先ほども少し言いましたが、Ⅲ期計画の中で、少子化で、中学校卒業者が減っていくということだったのだけれど、今回新型コロナ等もあり、若干減少が鈍っている、若干増えてきているという状況がある中での5校という。期内、期外というふうに分けての、今回は5校ということでよろしいですね。

県立高校改革担当課長 全日制については、今下城委員がおっしゃったとおり、おそらく、新型コロナの影響があって、テレワークの普及などで、都内から神奈川県の方に移住して来られる方がいて、そういった部分もあって、少し中学校卒業予定者数については上振れをしている状況もあります。そういったところも勘案して、Ⅲ期計画では10校程度ということが全体計画の中では示されておりましたが、しっかりと客観的なデータを基に段階的に実施するというので、今回5校についてお示しさせていただいている状況です。

下城委員 続けてよろしいでしょうか。先ほどの請願、それから要望も出ています。このⅢ期になって、夜間定時制の募集停止ということを行う背景には、先ほど少し質問しましたが、入学希望者がぐっと減ってきているという時代の流れ等々もあるというところで、今回、若干唐突という印象を持たれたかもしれませんが、適正配置ということを書いてきたのを、今回、Ⅲ期で具体的に移すということなのですよ。一方で、少人数になればなるほど、教育としてはいい教育ができるのではないかという見方もできると思うのです。学校として、あまりにも少なくなってしまうということでデメリットがあるというのであれば、こういった支障があるのかというのを教えてください。

県立高校改革担当課長 これについては、やはり現場の夜間定時制を持つ校長先生方との意見交換

をする中でも、具体的にそちらからもいろいろなご提言などをいただいているところなのですが、やはり今の状況の中で特に1桁になってしまうところは、場合によっては2学級ということなので、そのとおりに分けていく状況になってしまうと、本当に少人数過ぎてしまって、いわゆる高校教育としての教育活動としてどうなのだろうというようなご意見を現場からもいただいているところです。やはり、あまり少人数になり過ぎてしまうと、また行事や部活動も夜間定時制ですけれどもやっておりますので、そういったことも難しくなってしまうし、教育的効果の面で現状はやはり問題があるというようなことを、現場の校長先生方からもご意見としていただいているところです。

下城委員 もう一方で、横浜翠嵐高校ですね。外国につながるの生徒を多数、これまでも集めてきたということがあります。そこを今回募集停止にして、新しく神奈川工業高校に設ける。世の中の流れ、開校当時とは違って、鉄道の路線が新しくなっていると、いろいろ理由は考えられると思うのですが、募集停止になる横浜翠嵐高校の外国に縁のある生徒たちを、この後どういうふうにフォローしていこうと考えているのか、確認させてください。

県立高校改革担当課長 先ほど全体の説明をしましたが、今回の適正配置は、県全体を見た中で各地域の中で、いわゆる募集継続する学校、停止する学校、停止する学校については、しっかりと近隣に通える学校が駅の近くにあるかどうか、こういったところを踏まえて検討を重ねてきたところです。横浜地域については、近接した地域の中に、希望ヶ丘高校、横浜翠嵐高校、神奈川工業高校があるかと思います。希望ヶ丘高校については、相鉄線沿線の生徒をしっかりとフォローできるのかなと思っています。横浜駅の近くに横浜翠嵐高校と神奈川工業高校がありますが、私どもとしては、神奈川工業高校の利便性を考えた中で、今神奈川工業高校は工業科を募集していますけれども、そこでも様々な課題のある生徒への対応もしっかりとやってきているところですので、横浜翠嵐高校のこれまでの外国につながるの生徒への対応の実績などもしっかりと引き継いでいけるように準備をし、令和8年度からの普通科の神奈川工業高校での募集に向けて準備を整えていきたいと考えております。

下城委員 先ほど、請願の後のご説明の中で、神奈川工業高校に、順次、横浜翠嵐高校の、場合によっては先生たちを移していくというようなことも考えられるのではないかとおっしゃったと思います。新しい学校が立ち上がってくる勢いみたいなものもある一方で、今度は横浜翠嵐高校では、だんだん皆がいなくなっていくという一時的な過渡期になる。だから両方に手厚い配慮をお願いしたいと思います。

教育長、お返しします。

教育長 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 クリエイティブスクールに関連して、2校が再編・統合される。今の下城委員のお

話に関連するのですが、クリエイティブスクールの果たしてきた役割というのも非常に大きいと思いますし、その学校で培ってきた先生方の経験であるとかノウハウというのも大変重要だし、様々な支援をしようとする子どもたちへの対応のきめ細かさであるとか、就職に関連しての外部機関との連携であるとか、子どもたちの居場所としてのカフェ等のノウハウも非常に重要な財産だと思うのですが、その辺りについても、新たに再編・統合される学校等の中で活かしていくという方向でのお考えということでもよろしいでしょうか。

県立高校改革担当課長　今回、再編・統合について、2組の中でクリエイティブスクールが関連するものがあるかと思います。一つは田奈高校と麻生総合高校です。これについては、田奈高校、元々クリエイティブスクールだったところを敷地・施設の活用校にします。クリエイティブスクールとしては本当に地元の方と協力関係を築いて、地元の支援を受けながらやってきた、そういったノウハウはしっかりと継承していきたいと思っています。一方で、総合学科という形で入ってきて、これまで普通科のクリエイティブスクールでしたが、やはりそういった将来の進路を考える上では総合学科という取組みも、学び直しをする生徒さんにとっては非常に適しているのではないかと、単位制という取組みなども適しているのではないかとという考え方があって、新しい試みにはなりますが、そういった中で、よりクリエイティブスクールとしてどのような生徒支援ができるのか、そこを二つの学校の良さを組み合わせることで実施していければと考えています。

もう一つが小田原城北工業高校と大井高校です。こちらは工業科と普通科の併置になります。当然、クリエイティブスクールもその地域に残すということになります。両校とも見てみると、工業科と普通科なのですが、進学状況や就職状況も似通ったところがあります。そういった中で、ある面、普通科が工業科に入ることで、場合によっては工業科の資格についても取れるものもあるのではないかと。また、場合によっては、就職に関する意識の方も工業科はかなり高いところがありますので、そういった意識啓発、これから就職する上での心構え、そういったところを工業科の生徒と一緒に学んでいく。そういった新しい組合せにおいて、クリエイティブスクールについても、学び直し、その後社会に出ていく面で、より良い学校となるように設計していければと考えているところです。

笠原委員　今、県立高校改革担当課長のご説明にあったように、確かに田奈高校の場合、単位制になるということは、そこに在籍している生徒さんにとってみれば非常によろしいかなと思うのですが、もう一つ先ほど言った、居場所としてのカフェ、外のNPOとの連携の中での高校生たちの心の受け止めという部分についてのお考えというのはどうでしょうか。これから新校になっていくので、そこでの教育課程も含めてだとは思いますが、やはり培ってきた歴史とか、そこからつながっている学生さんたちもたくさんいらっしゃると思うので、その辺りのところをどういうふうにするか、今この段階で考える必要はあるか。

県立高校改革担当課長 おっしゃるとおり、これから新校準備委員会を開いて、そういった細かい部分を詰めていくのですが、田奈高校については、やはりこれまで培ってきたもの、非常に高い財産がありますので、そういった居場所カフェについても当然NPOの方と、学び直しをするクリエイティブスクールですので継続していきますし、あと地元の法人会の方々もいろいろな面で協力をいただいています。やはり校長が地域の方に再編・統合について連絡した際も、引き続き協力をいただける、良い学校になっていくのではないかなという期待なども地域から示されているようですので、そういったことを通しても、クリエイティブスクールとして培ってきた財産については、しっかりと継承していければと考えているところです。

教育長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

私が今回の議案の提案者でもありますので、私からも今回の計画の議案提出に関して、一言述べさせていただきたいと思います。今回、Ⅲ期の計画がメインではありますが、県立高校改革担当課長からお話があったとおり、今後の中学校の卒業予定者数の動向をシミュレーションした上で、適正な5校を再編・統合するという基本的な認識の下で、各地域で同様の作業を行い、またⅠ期、Ⅱ期でどういう組合せ、どういう地域で行ってきたか、そういうところも総合的に斟酌しながら、今回、5組10校の全日制の校名をⅢ期計画で発表させていただくという形になりました。こういった再編・統合というのは、どうしても慣れ親しんだ学校がなくなってしまうというイメージをもたれがちで、非常にネガティブな部分もあろうかと思えます。我々事務局として様々なシミュレーションをしていく中でも、いろいろな議論があつてこの結果が出てきたということでありまして、関係者の皆様が抱く気持ちというのは十分承知した上で、是非再編・統合に当たっては、新校になって両校の良さをさらに引き出していこうという思いで進めてきております。

また、定時制に関しても、今回請願という形で、横浜翠嵐高校の定時制を維持してほしいということを中心にお話いただきました。それだけ、これまで定時制を担っていただいた先生方をはじめ、自負があつての意見だと思っておりますので、私はむしろこういった請願が上がってくるということは、それぞれの定時制が頑張ってきたのだという証左でもあるということから、それはそれですごくありがたいことだと受け止めています。一方で、定時制に関しては、入学生がどんどん少なくなっているということ。それから、いずれの学校も外国につながるのあるお子さんへの対応をしている。さらに、横浜翠嵐高校に特化させていただければ、神奈川工業高校に普通科を置くということで、駅から最寄りの学校ということですので、利便性にも配慮させていただいた。そういった総合的な判断の中で、こういった決断をさせていただいたところです。

県立高校改革担当課長からお話があったとおり、Ⅰ期、Ⅱ期を公表していく中で、もう少し早く固めてほしい、そうしなければ中学校でなかなか進路指導がやりにくいかなというお話もあつて、今回、議事に報告した後、本日の場で教育委員の皆さんのご議決をいただくべく、議案を出させていただいたということですので、今回様々ご意見をいただきましたが、我々としては、全体計画、Ⅱ期、Ⅲ期をこのよ

うな形で進めさせていただきたいという思いがあります。提案者としての意見です。
よろしいでしょうか。全体的な意見交換を進めてまいりましたけれども。

佐藤委員 今日議決ということなのですが、仮に議決されたとしても、今後またぶんいろいろな方からいろいろなご意見が寄せられると思います。計画が決まったからということでお答えするだけではなく、丁寧にご意見を聴いていただきたいと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。よろしいですか。それでは他にご意見、ご質問がなければ、臨教第31号議案から臨教第33号議案までの各議案の採決を行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、ただいまの臨教第31号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
次に、臨教第32号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
次に、臨教第33号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。
次に、請願第1号の採決を行いたいと思います。請願第1号については、請願趣旨にもある、夜間定時制高校は、様々な事情を抱える生徒たちの多様な学びの場として大事な役割を担っているという点については、県教育委員会としても同じ認識ということで考えております。しかしながら、ただいまご議決をいただいた県立高校改革実施計画のⅢ期においては、夜間定時制への進学希望者の状況などを基に、適正配置という観点から、定時制課程について6校の募集停止を行うということとしております。また、その際には、生徒の通学利便性、こういったものを総合的に勘案して、募集停止の対象校を選定し、さらにはその代替として、2校の学科改編にも配慮をさせていただきました。こうしたことから、本請願に記載のある2点については、Ⅲ期計画を議決したという観点から不採択とせざるを得ないと考えておりますが、先ほど私からも述べたとおり、定時制の募集停止について、これまで各学校が苦勞しながら子どもたちを育てあげ、送り出してきたということについては大いに評価し、そのノウ

ハウを是非残りの12校、さらには新たに普通科の学科を置く神奈川工業高校、神奈川総合産業高校にしっかりと引き継ぐ必要があります。したがって、今後、先ほど佐藤委員からもお話があったとおり、定時制課程について、横浜翠嵐高校をはじめ6校の募集停止、そのノウハウをしっかりと引き継いでいくということについては、引き続き、教育委員会としても十分配慮しつつ、必要に応じて事務局からの検討状況も聴取するなどして、丁寧に対応していきたいと考えております。

まとめると、本請願につきましては、その内容から不採択と考えておりますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 それでは、ご異議がないものと認め、請願第1号については不採択と決定しました。

事務局においては、本請願の結果及び理由について、文言を整理した上で、請願者に通知してください。なお、請願者に対しては、請願の趣旨の一部については、教育委員会の認識と同じであるという点についても、是非お伝えいただきたいと思えます。

それでは、会議規則第22条の2の規定によりまして、ここからの進行を下城委員に改めてお願いいたします。

下城委員 ここで5分間の休憩とします。

(10時21分休憩に入り、10時26分再開する)

下城委員 再開します。それでは、日程第1の臨教第34号議案に移りたいと思います。

臨教第34号議案 神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則
説明者 増田行政課長

行政課長 ファイル04をお開きください。臨教第34号議案「神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則の一部を改正する規則」についてご説明します。臨教第34号議案のページ1/9をご覧ください。提案理由ですが、神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例の一部改正による県立高等学校の再編・統合及び県立特別支援学校の名称変更等に伴い、神奈川県立の高等学校等の設置に関する規則について所要の改正をいたしたく提案するものです。ページ2/9から7/9が改正規則案及び新旧対照表となっております。

具体的な内容については、ページ8/9「臨教第34号議案関係」でご説明します。「1 改正の趣旨」は、資料記載のとおりです。

「2 改正の内容」ですが、高等学校については、規則の別表第1に、「(1)」の「ア」に記載のとおり、設置する高等学校の項を追加し、「イ」に記載のとおり、再編・統合する高等学校の項を削除します。特別支援学校については、「(2)」に記載のとおり、規則の別表第3の名称の欄中「養護学校」を「支援学校」に改め、学校の順を条例に合わせ、所在地に応じて並び替えます。

「3 施行期日」については、令和5年4月1日から施行するものとし、高等学校の項を追加する規定については、令和4年11月1日から施行したいと考えております。なお、高等学校の項を追加する規定の中に、一部、令和5年4月1日から施行したいと考えているものがあります。ページ8/9にお戻りください。「2 改正内容」の「(1)」 「ア」に記載の表をご覧ください。「※」(米印)が付してある相模原城山高等学校の全日制の課程の普通科については、表の枠の下、「※」(米印)に記載のとおり、再編・統合の対象校の生徒が卒業するまでの間、入学時の教育課程に示された教科、科目が引き続き履修可能となるよう、当該課程・学科を引き継ぐため、令和5年4月から施行したいと考えております。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。
私から一つだけ。特別支援学校の名前を今回全部揃える、養護学校を直すということなのですが、今回は十分に時間が経って、時代が変わって、これについての反対意見等は出なかったという理解でよろしいですか。

特別支援教育課長 はい。

下城委員 何年か前から、新校ができてくるところではどんどん。

特別支援教育課長 そうですね。新しい学校設置のときには支援学校という名称を使っておりましたので、そのことについては皆様ご理解いただいていると思います。

下城委員 そういうふうに法律が変わってからということですね。
いかがでしょうか。ご質問ありますでしょうか。よろしいでしょうか。
それではご質問がなければ、採決について教育長にお願いしたいと思います。

教育長 それでは、ただいまの臨教第34号議案について、原案のとおり決することでご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

教育長 ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。

それでは引き続き、下城委員お願いします。

下城委員

それでは次に、日程第2の報第7号に移ります。

報第7号

令和4年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について

説明者 田村教職員企画課長

教職員企画課長 ファイル06、報第7号「令和4年度神奈川県教育委員会表彰（神奈川県優秀授業実践教員表彰）について」をご覧ください。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理して被表彰者を決定したことについて、教育委員会の指示事項1の（3）に基づき報告を行うものです。

まず、本表彰制度の概要及び審査経過を説明させていただきます。7/9ページ「報第7号関係」をご覧ください。報第7号関係「令和4年度神奈川県優秀授業実践教員表彰 制度の概要及び審査経過」です。「1 制度の概要」の「(1) 趣旨」ですが、教員の人材育成施策の一環として、学校教育における授業実践に優れ、教員の模範として推奨すべき者を表彰するとともに、教員全般の意欲及び資質能力の向上に資するためのものであります。「(2) 導入年度」「(3) 対象者」「(4) 表彰候補者の基準」「(5) 部門の内容」は、資料記載のとおりです。

「2 審査経過」ですが、資料記載のとおり、市町村教育委員会及び各校から推薦をいただいた表彰候補者に対し、授業観察や予備審査を経て、8月に審査会を行った上で決定しました。

「3 被表彰者数」ですが、今年度は、一番右側の太枠に記載のとおり、第1部門で計20名、第2部門で計21名の合計41名となっております。

8/9ページをお開きください。「4 被表彰者の活用」についてご説明します。

「(1) 校内や校外の教員に対する積極的な授業の公開（令和3年度被表彰者の実績）」です。例年、初任者研修の他校訪問などの機会を積極的に活用し、1年以内に授業公開を1回以上行うこととしております。「ア 授業の公開の実績」「イ 主な活用の結果、感想等」は、資料に記載のとおりです。9/9ページをご覧ください。

「(2) 教員研修等における講師に係る実績（令和4年度）」です。初任者研修などの基本研修などで講師をお願いしております。

「5 今後の予定」ですが、表彰式を11月8日（火）に県庁本庁舎3階大会議場において行う予定です。なお、新型コロナウイルス感染症の感染状況等により、開催方法や内容を変更する可能性があります。

2/9ページをご覧ください。今回決定した被表彰者一覧です。2/9ページから3/9ページに第1部門の20名、4/9ページから6/9ページに第2部分の21名を掲載しておりますので、後ほどご確認ください。

報第7号についての説明は以上です。よろしくお願いいたします。

下城委員 それでは、ご質問がありましたらお願いいたします。笠原委員。

笠原委員 「1 制度の概要」の「(3) 対象者」を拝見すると、県立学校及び市町村立学校の総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び常勤講師となっていて、今回の受賞者を拝見すると、4ページに栄養教諭の方がお一人受賞されているのですが、これまでの間、栄養教諭の方の受賞又は養護教諭の方の受賞というのはどれくらい的人数で推移してきているか、お分かりになったら教えていただきたいのですが。

教職員企画課長 個別の教諭の実績は手元にないのですが、例年、あまり養護教諭や栄養教諭は対象にならないので、各学校には、そういった方も積極的に挙げていただけるよう勧めさせていただいているところです。

笠原委員 対象にならないとおっしゃったのは。

教職員企画課長 推薦として挙げにくい、推薦として挙がらない状況というもの但实际上にはあるのですが、実際にはやはり授業ということが多いためが多いのですが、なるべくそういったところ、縁の下の力持ちではないのですけれど、生徒を支えてくださっている皆さんも推薦をいただけるようお願いはしております。

笠原委員 でも、栄養教諭は少なくとも食に対する指導をしなければいけないので、縁の下の力持ちというよりは、そういう役割があると思うのです。せっかく対象者としてこういう方々が入っているのであれば、栄養教諭の果たす役割はやはり大きいと思うのです。ですから、養護教諭も含めて、保健指導、食の指導という、健康面を支える上での重要性であるとか、栄養教諭が担任等と一緒に進める食の授業等も、子どもたちにとっては、例えば学校給食優良学校等表彰にも関連してくるという。一つ一つがバラバラではなくてつながっていると思うのです。ですから、これからは是非そういったことも含めて、全体数が少ないというところでの難しさがあるというのは分かるのですが、やはりこういう方々の取組をしっかりと表彰して価値付けていただくということも重要な視点かなと思うので、この辺も是非教育委員会として視野に入れていただいて、ご対応していただけるとありがたいと思います。

教職員企画課長 引き続き、各学校への依頼に努めてまいります。

下城委員 他にいかがでしょうか。吉田委員。

吉田委員 被表彰者数なのですが、令和3年に比べると10人くらい少ないですかね。大体50名くらい選ばれているのが今回は40名くらいですかね。特に、第2部門の若手の表彰さ

れる数が減っているのが一つの原因かなと見受けるのですが、若手をどんどん表彰させることによってやる気が出てきて、さらにその職場へ広がっていく、そういったような目線で、何となくもう少し若手を表彰させてあげられるようなそういったシステムになれば、先生になりたいという人たちの活気がまた出てくるのかなという印象を受けたので。単なる感想です。

教職員企画課長　引き続き、若手職員の表彰に努めてまいります。

下城委員　私からも吉田委員に関連して、私は教員志望の学生を教えているので、今学生たちが教員というものになかなか夢をもちにくい。働き方改革などが大いに期待されているということがあったりするので、是非是非、これはやはり若手にとっても、もちろんベテランにとってもですが、大変な誉になるので、これは授業公開1回が義務付けとなっていますが、コロナ禍で難しかったらうとは思いますが、今はもうオンラインもいくらでもあり得ますので、それから書いてありますが、総合教育センターに講師として招くとか、本当にうんとフィーチャーして盛り上げていただければ。平成19年から始まっているというので、高校の授業改革などの流れも入ってきているのだらうと思います。是非、これをもっともっと大きく、大々的にやっていただければと希望します。

他にいかがでしょうか。常陸委員。

常陸委員　被表彰者数の関連で、中等教育学校の被表彰者数なのですが、こちらが平成30年から見ていくと、令和元年度に1人ずつということで他はゼロが続いているという状況というのは、何か推薦の仕組みとして中等教育学校については推薦しにくいような仕組みがあるのか、全体的な数が少ないからなのか、どのようにご覧になっているでしょうか。

教職員企画課長　県立学校169校中、中等教育学校は2校ですので、確率的に少し低くなっているということで、中等教育学校でも挙げてもらうようお願いをしているのですが、なかなか何年に1度ぐらいしか推薦対象がなかったというのが現状です。

指導部長　中等教育学校も、授業改善とか子どもたちのより良い授業というところには、一生懸命取り組んでもらっているところなのですが、今お話したように、規模もそんなに大きい学校ではないというところもあって、学校が元々2校だということで、引き続き、校長などには機会を捉えて、是非良い取り組みをして、ご本人だけではなく、学校としての授業改善にも貢献するような取り組みをしている方を表彰させていただいているので、そういう視点で推薦していただけるように話をしていきたいと思います。

下城委員　笠原委員。

笠原委員 先だって、10月半ばに答申が出た「令和の日本型学校教育」を担う教師の養成・採用・研修等の在り方について」の中で、やはりこういった方々の活用とか、逆に大学の学生たちがこういう方々の授業を見ることによって、より実体験して、教職に対する認識を高めていくとか意欲を高めるという場として、下城委員がおっしゃったように非常に重要な役割があると思うのです。と同時に、こういう方々の講師として出ていったりとか授業をやったりということが、研修履歴と言うと変なのですが、そういったところにも多分関連して、今後の見直しというか検討が必要になってくる部分なのかなという気がして、単純に今義務付けで1回となっていますが、そのことが今後どういうふうにキャリアステージの中で意味をもってくるかということも、多分今後の検討事項として挙げていただく必要があるのかなと思いますので、またその辺のところは今後の中でお分かりになったら教えてください。

教職員企画課長 引き続き、被表彰者の活用については検討していきたいと思います。

下城委員 よろしいでしょうか。他にいかがでしょう。

それでは、他にご質問がないようでしたら報告は以上とさせていただきます、次に進行の関係から、日程第2の報第8号に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として教育局長、県立高校改革担当局長、教育参事監、総務室長、指導部長、企画調整担当課長、管理担当課長、高校教育課長、高校教育企画室長を指定します。

(11時48分非公開の会議に入り、11時57分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和4年10月25日

会議録作成者 書記 中村 怜

<非公開会議審議等結果>

日程第1

臨教第35号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

日程第2

報第8号

- ・ 高校教育企画室長から報告の後、質疑を行った。